

改 正 前				改 正 後							
第 1 条～第 1 0 条（略）				第 1 条～第 1 0 条（略）							
附則（略）				附則（略）							
別表				別表							
1 流水占用料（略）				1 流水占用料（略）							
2 土地占用料				2 土地占用料							
工作物を設置する場合	種別		単位	占用料		工作物を設置する場合	種別		単位	占用料	
	第1種電柱		1本につき1年	1,200円			第1種電柱		1本につき1年	1,200円	
	第2種電柱			<u>1,800円</u>			第2種電柱			<u>1,900円</u>	
	第3種電柱			2,500円			第3種電柱			2,500円	
	第1種電話柱			1,100円			第1種電話柱			1,100円	
	第2種電話柱			1,700円			第2種電話柱			1,700円	
	第3種電話柱			<u>2,300円</u>			第3種電話柱			<u>2,400円</u>	
	その他の柱類			110円			その他の柱類			110円	
	鉄塔		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,100円</u>			鉄塔		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,200円</u>	
	共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	11円			共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	11円	
	水道管、下水道管、ガス管、地下ケーブルその他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	45円		法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの		長さ1メートルにつき1年	45円	
				<u>64円</u>			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>65円</u>	
				<u>96円</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			<u>97円</u>	
				130円			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			130円	
				190円			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			190円	
				<u>250円</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>260円</u>	
				450円			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			450円	
				<u>640円</u>			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>650円</u>	
				1,300円			外径が1メートル以上のもの			1,300円	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>2,100円</u>			その他のもの			<u>2,200円</u>	
工作物を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	16円		工作物を設置しない場合	運動場、広場その他これらに類するもの		占用面積1平方メートルにつき1年	16円	
	耕作地			農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額			耕作地			農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）の施行の日の前日において同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第23条第1項の規定に基づき千葉市農業委員会が定めていた小作料の標準額を勘案して市長が定める額	
	工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>650円</u>			工事用材料置場		占用面積1平方メートルにつき1年	<u>640円</u>	
	その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	160円			その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1年	160円	
備考（略）				備考（略）							

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

- 附 則
- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
 - この条例による改正後の別表第2項の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。